

第159回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時

開催場所 東京都中央区銀座三丁目9番11号
紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ
3階 会議室1～3号室

議案 第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

ごあいさつ



代表取締役社長
井上 善雄

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第159回定時株主総会を6月26日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
株主総会の議案及び第159期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

平成30年6月

創業精神

誠実

社会貢献

開拓者精神

私たちは、社会的に存在価値のある企業として未来永劫存続し、成長し、発展することを基軸として、「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を至上の行動原理とすることを創業精神に定めております。

目次

ごあいさつ	1	提供書面	
第159回定時株主総会招集ご通知	2	事業報告	17
議決権行使等についてのご案内	3	連結計算書類	38
株主総会参考書類		計算書類	40
第1号議案 株式併合の件	4	監査報告	42
第2号議案 定款一部変更の件	5	定時株主総会会場ご案内図	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	6		
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	14		

第159回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第159回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月25日（月曜日）午後5時20分までに、3頁のご案内にしたがって郵送により議決権を行ってくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区銀座三丁目9番11号 紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ 3階 会議室1～3号室 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 第159期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第159期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 株式併合の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、②連結計算書類の連結注記表、③計算書類の株主資本等変動計算書及び④計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.tomoegawa.co.jp ）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tomoegawa.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

期 限

平成30年6月25日（月曜日）午後5時20分まで※

※上記の行使期限は郵送で議決権を行使される場合の期限となります。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。（ご捺印は不要です）



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。
（上記の行使期限までに到着するように
ご返送ください）



議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株式会社巴川製紙所 御中		議決権の取 平成30年6月25日	議決権の数 議決権の数に「単位ごとに」欄となります。
株主総会日	議決権の取	議決権の数	議決権の数に「単位ごとに」欄となります。
平成30年6月25日	議決権の取	議決権の数	議決権の数に「単位ごとに」欄となります。
私は上記議案の定款株主総会（出席会または議会の場合を含む）の議案に つき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。 平成30年6月 日			
【ご留意】 当社は、議案 に賛否の表示 がない場合は、 議決権行使書 が提出された 株主様として 扱われます。	議案 原案に対する賛否	議決権の数	議決権の数に「単位ごとに」欄となります。
	第1号 賛 否	議決権の数	議決権の数に「単位ごとに」欄となります。
	第2号 賛 否	議決権の数	議決権の数に「単位ごとに」欄となります。
	第3号 賛 否	議決権の数	議決権の数に「単位ごとに」欄となります。
	第4号 賛 否	議決権の数	議決権の数に「単位ごとに」欄となります。
		株主番号	
		株式会社巴川製紙所	

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

議案	原案に対する賛	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
	但し	を除く
第4号	賛	否
	但し	を

第3号議案、第4号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案

株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単위를100株に統一することを目標としております。株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単위를1,000株から100株に変更することとし、併せて投資単位の水準や株主様の権利にできる限り影響を及ぼすことがないように、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類および割合

当社の発行する普通株式について、5株を1株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端株が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端株が生じた株主様に対して、端株に応じて交付いたします。

(2) 株式併合が効力を生じる日

平成30年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

2千万株

3. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数は5分の1に減少することになりますが、純資産額は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

1. 提案の理由

- (1) 第1号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を1億株から、2千万株に変更するものであります。
- (2) 同じく第1号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社株式の売買の利便性の改善とそれによる流動性の向上を図るため、現行定款第7条（単元株式数）に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (3) 現行定款第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2千万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><u>附則</u> <u>本定款第6条及び第7条の変更の効力発生日は、平成30年6月26日開催の第159回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	属性
1	井上 善雄	代表取締役社長CEO	再任
2	今田 俊治	取締役専務執行役員機能紙事業部管掌 兼画像材料事業部管掌	再任
3	三井 清治	取締役専務執行役員社長補佐	再任
4	畑澤 敏之	取締役専務執行役員CMO営業本部長 兼電子材料事業部管掌	再任
5	井上 雄介	取締役常務執行役員CTO事業開発本部長	再任
6	山口 正明	取締役	再任
7	林 隆一	取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

いの うえ よし お
井上 善雄

再任

生年月日

昭和39年11月8日生

所有する当社の株式数

1,500,391株

略歴、当社における地位及び担当

昭和62年 4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
平成10年 3月	当社入社
平成11年 6月	当社取締役
平成12年 3月	当社常務取締役
平成14年 6月	当社代表取締役社長（現任）
平成15年 1月	当社CEO（現任）
平成19年 6月	日本山村硝子株式会社社外取締役（現任）
平成24年 6月	戸田工業株式会社社外取締役
平成26年 5月	昌栄印刷株式会社取締役相談役
平成28年 6月	日成ビルド工業株式会社社外取締役（現任）
平成29年 4月	学校法人城北学園理事長（現任）
平成30年 5月	昌栄印刷株式会社取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

昌栄印刷株式会社取締役会長
日本山村硝子株式会社社外取締役
日成ビルド工業株式会社社外取締役
学校法人城北学園理事長

取締役候補者とした理由

平成14年に代表取締役社長に就任して以来、創業100年以上の伝統と理念を継承・確立するとともに、取り巻く事業・経営環境変化に応じて、事業構造の変革、他社との提携構築、新規事業の育成、経営管理への情報技術活用、国際化、財務基盤の改善を推進した実績を有しております。精力的に当社グループの現状を把握し各事業を束ねて変革を実現する強いリーダーシップと、経営に関する高い見識とを兼ね備えております。第160期事業年度は策定した中長期ビジョンを最高責任者として実現する牽引役となる重大な職責を担うことが期待できるものと考えております。

候補者番号 2

こんだ しゅんじ
今田 俊治

再任

生年月日

昭和28年9月2日生

所有する当社の株式数

26,000株

略歴、当社における地位及び担当

昭和52年 3月	当社入社
平成20年 4月	当社執行役員
平成22年 4月	当社常務執行役員
平成22年 6月	当社取締役（現任）
平成23年 7月	日彩影像科技（九江）有限公司董事長
平成23年10月	TOMOEGAWA (U.S.A.) INC. Director Chairman&CEO
平成23年10月	TOMOEGAWA EUROPE B.V. Director Chairman
平成25年 3月	巴川影像科技（惠州）有限公司董事長
平成26年 4月	当社専務執行役員（現任）
平成27年 3月	株式会社巴川ホールディングス惠州取締役
平成27年 4月	当社機能紙事業部長
平成27年 5月	日彩控股有限公司董事
平成27年 5月	三和紙工株式会社取締役会長（現任）
平成27年 5月	日本理化製紙株式会社取締役
平成28年11月	TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. Director Chairman
平成29年 3月	株式会社巴川ホールディングス惠州代表取締役（現任）
平成29年 4月	当社機能紙事業部管掌兼画像材料事業部管掌（現任）
平成29年 4月	巴川影像科技（惠州）有限公司董事長
平成29年 4月	日彩控股有限公司董事長（現任）
平成29年 4月	日彩影像科技（九江）有限公司董事長
平成29年 5月	日本理化製紙株式会社取締役会長
平成29年 6月	TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. Director Chairman&CEO（現任）

重要な兼職の状況

株式会社巴川ホールディングス惠州代表取締役
 日彩控股有限公司董事長
 TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. Director Chairman&CEO
 三和紙工株式会社取締役会長

取締役候補者とした理由

当社入社以来、製品開発に従事し、米国・中国での合計12年の駐在をはじめ豊富な海外経験・知見を有し、中国事業の立上げを主導しつつトナー事業を当社の主力事業として成長させるなど十分な実績を有しています。執行役員就任以後は、電子材料事業部長、画像材料事業部長、機能紙事業部長、海外現地法人役員を歴任し、業界に関する深い造詣と確かな行動力で当社のビジネスの持続的成長を牽引する職責を担うことが期待できるものと考えております。

候補者番号

3

みつ い せい じ
三井 清治

再任

生年月日

昭和30年4月3日生

所有する当社の株式数

19,000株

略歴、当社における地位及び担当

昭和54年 4月	凸版印刷株式会社入社
平成17年 6月	同社取締役
平成21年 6月	当社取締役（現任）
平成23年 5月	株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルプロダクツ（現株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム）代表取締役社長（現任）
平成23年 6月	株式会社トッパンアリスワオプティカルテクノロジー代表取締役社長
平成25年 4月	凸版印刷株式会社取締役マテリアルソリューション事業本部関連会社・特命担当
平成26年 6月	当社専務執行役員（現任）
平成26年 6月	当社精密塗工事業部管掌
平成27年 4月	当社社長補佐（現任）

重要な兼職の状況

株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の筆頭株主である凸版印刷株式会社の取締役を8年間務めるなどして培った、経営及び製造・技術に係る豊富な知識と経験を活用し、当社の関連会社である株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルムの代表取締役社長として同社の収益力強化に貢献しております。当社の取締役に就任して以後は、業界における豊富な知識と経験と独自の見識に基づき積極的に発言するなど、取締役会の意思決定機能の強化にも大きな役割を發揮しており、今後も引き続き当社の経営に反映させることが期待できるものと考えております。

候補者番号

4

はたざわ としゆき
畑澤 敏之

再任

生年月日

昭和29年6月11日生

所有する当社の株式数

12,000株

略歴、当社における地位及び担当

昭和53年4月	松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）入社
平成16年4月	同社電子材料グローバルマーケティング部長
平成17年8月	パナソニック電工電子材料有限公司オーストリアManaging Director
平成23年5月	パナソニック電工タイ株式会社社長
平成26年7月	当社顧問
平成27年6月	当社取締役（現任）
平成27年6月	シライ電子工業株式会社社外取締役（現任）
平成27年10月	当社常務執行役員
平成27年10月	当社電子材料事業部営業管掌
平成28年3月	巴川コリア株式会社代表取締役
平成28年4月	当社電子材料営業本部長
平成29年4月	当社専務執行役員（現任）
平成29年4月	当社営業本部長（現任）
平成30年4月	当社電子材料事業部管掌（現任）
平成30年4月	当社CMO（現任）
平成30年5月	三和紙工株式会社取締役（現任）
平成30年5月	日本理化製紙株式会社取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

三和紙工株式会社取締役
日本理化製紙株式会社取締役会長
シライ電子工業株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由

大手製造業の重職や欧州と東南アジアの同現地法人の社長を歴任した豊富なグローバル経営の実務経験、電子材料分野の業界・市場知識、営業・マーケティングに関する高い見識を活かして、当社の電子材料事業部営業管掌、電子材料営業本部長を歴任し、第159期事業年度は、部門横断的組織である営業本部を営業本部長として指揮することに加え、第160期事業年度は、当社CMO（最高マーケティング責任者）として引き続き成長戦略の実現、経営体質強化、海外営業力強化を期待できるものと考えております。

候補者番号

5

いのうえ ゆうすけ
井上 雄介

再任

生年月日

昭和48年10月22日生

所有する当社の株式数

472,000株

略歴、当社における地位及び担当

平成9年4月	三菱商事株式会社入社
平成18年4月	当社入社
平成21年4月	巴川香港有限公司Director
平成21年4月	TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.Director
平成23年5月	昌栄印刷株式会社代表取締役社長
平成23年5月	昌栄印刷香港有限公司董事
平成23年5月	日本カード株式会社取締役
平成23年5月	大福カード株式会社代表取締役社長
平成26年5月	当社執行役員
平成26年5月	当社営業推進本部長
平成26年5月	昌栄印刷株式会社代表取締役会長
平成26年9月	株式会社TFC取締役
平成28年4月	当社上席執行役員
平成28年4月	当社事業開発本部長（現任）
平成29年4月	当社常務執行役員CTO（現任）
平成29年6月	当社取締役（現任）
平成30年5月	昌栄印刷株式会社取締役（現任）

重要な兼職の状況

昌栄印刷株式会社取締役

取締役候補者とした理由

大手商社における知見を活かし、当社入社以来、当社主力事業であるトナー事業の成長に企画面から関与。その後、関連会社である昌栄印刷株式会社の代表取締役社長として、強いリーダーシップを発揮し同社再生への取組みを強力に進めました。当社復職・執行役員就任以後は、マーケティング及び新製品・新技術の開発活動を、責任者として精力的に推進しています。引き続き当社CTO（最高技術責任者）事業開発本部長として開発型企業である当社の成長戦略の重要な一翼を担うことが期待できるものと考えております。

候補者番号 6

やまぐち まさあき
山口 正明

再任

生年月日

昭和38年3月15日生

所有する当社の株式数

7,000株

略歴、当社における地位及び担当

昭和61年4月	新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社
平成15年1月	アサヒブリック株式会社入社
平成18年7月	当社入社
平成21年4月	当社執行役員
平成21年4月	当社経営戦略本部長
平成26年4月	当社常務執行役員
平成26年4月	当社CFO
平成26年5月	当社TTOF・TFC管掌
平成26年6月	当社取締役（現任）
平成26年6月	当社コンプライアンス委員会委員長
平成26年8月	日彩控股有限公司董事（現任）
平成29年5月	昌栄印刷株式会社取締役
平成30年1月	昌栄印刷株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

日彩控股有限公司董事
昌栄印刷株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

米国におけるMBAの学位を有するなど財務・会計に関する高度な知識を有するだけでなく、企業における経営戦略、経営管理、IRに係る役職を歴任しており、事業・経営戦略を支える豊富な経験と確かな洞察・分析力を活かし、第159期までは当社CFO（最高財務責任者）経営戦略本部長として経費削減や事業再構築の主導、株主や提携先との関係構築に手腕を発揮しました。これまでの経験を踏まえ引き続き当社の経営戦略に関する有益な助言を期待できるものと考えております。

候補者番号

7

はやし
林

りゅう いち
隆一

再任

社外

独立

生年月日

昭和33年12月14日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

昭和62年 2月	デュポンジャパンリミテッド (現デュポン株式会社) 入社
昭和63年 3月	E.I. du Pont de Nemours and Company The Experimental Station Polymer Products Department
平成 6年 4月	デュポンジャパンリミテッド (現デュポン株式会社) 合成樹脂事業部研究開発部宇都宮技術室室長
平成10年 1月	同社エンジニアリングポリマー事業部研究開発部部長
平成13年 7月	同社エンジニアリングポリマー事業部営業部電気電子関連部部長
平成18年 4月	同社エンジニアリングポリマー事業部アジア太平洋地域リージョナルディベロップメントマネージャー
平成19年11月	デュポン株式会社社長室室長兼経営企画部部長
平成21年11月	同社執行役員技術・研究開発/経営企画担当
平成26年 9月	同社常務執行役員技術開発本部部長、安全衛生環境部、プロダクトソリューションシップ&レギュラトリー、インダストリアルバイオサイエンス事業部管掌
平成28年 6月	当社顧問
平成28年 9月	学校法人芝浦工業大学教授 (現任)
平成29年 6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

学校法人芝浦工業大学教授

社外取締役候補者とした理由

林氏は、当社との関係で一般株主と利益相反の生じるような利害関係はなく、グローバルな大手化学会社において研究開発、営業、事業企画等の重職を歴任し、また、数社の製造会社の顧問や大学教授などに就任しており、これらの豊富な実務経験と高い見識は、当社の経営体制の更なる強化と透明性の高い経営実現への寄与を期待できるものと考えております。

(注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係

- 取締役候補者今田俊治氏は、
 - ①当社の子会社である株式会社巴川ホールディングス恵州の代表取締役を兼務しており、当社は同社からの業務委託取引を行っております。
 - ②株式会社巴川ホールディングス恵州を通じて持分を保有する日彩控股有限公司の董事長を兼務しております。当社は同社への金銭の貸付を行っております。
 - ③当社の子会社であるTOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD.のDirector Chairman&CEOを兼務しており、当社は、絶縁紙製品の同社への販売、同社からの購入取引、同社への債務保証、ライセンス、技術支援等の取引を行っております。
 - 取締役候補者三井清治氏は、当社の関連会社である株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルムの代表取締役社長を兼務しており、当社は、同社への債務保証、ライセンス、建物・設備貸与、試作委託、サービス提供、同社からの間接補助業務受託、原材料購入、分析受託、加工委託等の取引を行っております。
 - 取締役候補者山口正明氏は、当社の関連会社である昌栄印刷株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社とはプリペイドカード及びポイントカードの製造販売に関し競業関係にあるほか、磁気関連製品の同社への販売、同社からの購入取引、建物賃貸借、同社への販売代理店委託、開発支援等の取引を行っております。
 - 他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者林隆一氏は、当社の社外取締役に就任して本総会最終の時までで1年であります。
 3. 当社は、取締役候補者林隆一氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 4. 当社と取締役候補者林隆一氏とは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 取締役候補者山口正明氏の選任が承認された場合、同氏と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

こもり てつお
小森 哲郎

再任

社外

独立

生年月日

昭和33年12月1日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

昭和59年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
 平成5年12月 同社プリンシパル（パートナー）
 平成14年6月 株式会社アスキー代表取締役社長
 平成15年11月 株式会社メディアリーヴス代表取締役会長
 平成16年6月 ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー
 平成16年6月 当社監査役
 平成17年6月 当社社外取締役
 平成18年2月 カネボウ株式会社取締役兼代表執行役社長CEO
 平成18年5月 カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社（現クラシエホールディングス株式会社）代表取締役CEO兼社長執行役員
 平成18年5月 カネボウホームプロダクツ株式会社（現クラシエホームプロダクツ株式会社）代表取締役
 平成18年5月 カネボウ製菓株式会社（現クラシエ製菓株式会社）代表取締役
 平成18年5月 カネボウフーズ株式会社（現クラシエフーズ株式会社）代表取締役
 平成21年8月 ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー（現任）
 平成27年3月 株式会社ニッセンホールディングス社外取締役
 平成27年10月 株式会社建デポ代表取締役社長
 平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー

社外取締役候補者とした理由

小森氏は、当社との関係で一般株主と利益相反の生じるような利害関係はなく、独立した立場で当社の経営陣に気づきを与える貴重な助言・提言を数多くいただいております。経営コンサルタントや他社の業務執行取締役としての経験と企業経営に関する卓越した識見・能力を活かして、経営体制の更なる強化とより透明性の高い経営実現への寄与を期待できるものと考えております。

候補者番号

2

さめ しま
鮫島
まさ ひろ
正洋

再任

社外

独立

生年月日

昭和38年1月8日生

所有する当社の株式数

11,000株

略歴、当社における地位及び担当

昭和60年4月 藤倉電線株式会社（現株式会社フジクラ）入社
平成4年3月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
平成4年3月 弁理士登録
平成11年4月 弁護士登録
平成12年3月 松尾綜合法律事務所（現弁護士法人松尾綜合法律事務所）入所
平成16年7月 内田・鮫島法律事務所（現弁護士法人内田・鮫島法律事務所）代表パートナー（現任）
平成17年6月 当社社外監査役
平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー

社外取締役候補者とした理由

鮫島氏は、当社との関係で一般株主と利益相反の生じるような利害関係はなく、弁理士、弁護士であるとともに、企業の知財部門での豊富な経験を活かし、社外取締役の立場で外部的視点に立って経営に関与していただいております。今後とも、引き続き理論及び実務経験の両方から知財戦略及び取締役会の意思決定の適正性について、貴重な助言をいただけるものと考えております。なお、同氏は弁護士法人の代表者として会社に準じる組織の運営に関与しており、上記の理由も踏まえて、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3

すずき けんいちろう
鈴木 健一郎

再任

社外

独立

生年月日

昭和50年7月13日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

平成12年4月	日本郵船株式会社入社
平成12年7月	鈴与商事株式会社取締役（現任）
平成12年11月	鈴与株式会社取締役
平成23年11月	鈴与建設株式会社取締役（現任）
平成25年4月	鈴与株式会社専務取締役
平成25年4月	エスエスケイフーズ株式会社代表取締役社長
平成27年4月	エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長（現任）
平成27年6月	当社社外監査役
平成27年11月	鈴与株式会社代表取締役社長（現任）
平成27年11月	鈴与ホールディングス株式会社代表取締役社長（現任）
平成28年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
平成30年1月	株式会社エスパルス代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

鈴与株式会社代表取締役社長
 エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長
 鈴与ホールディングス株式会社代表取締役社長
 株式会社エスパルス代表取締役会長
 鈴与商事株式会社取締役
 鈴与建設株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由

鈴木氏は、当社との関係で一般株主と利益相反の生じるような利害関係はなく、大手物流企業グループの多数の業務執行取締役や社外取締役を歴任して得られた経営経験を活かし、社外取締役の立場で多角的視点での助言・提言をいただいております。今後とも、引き続き有用な助言・提言を期待できるとともに、経営体制の更なる強化とより透明性の高い経営実現への寄与を期待できるものと考えております。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係
- (1) 取締役候補者鮫島正洋氏は、弁護士法人内田・鮫島法律事務所の代表パートナーを兼務しており、当社は同所への法律事務委任取引を行っております。
 - (2) 取締役候補者鈴木健一郎氏は、鈴与株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社への物流委託取引を行っております。
 - (3) 取締役候補者小森哲郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者鮫島正洋氏は当社取引先である弁護士法人内田・鮫島法律事務所の代表パートナーであります。当社と同所との取引額は合計しても当社連結売上高の1%未満に相当し（159期実績）、当社の定める独立性の判断に関する基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断しております。
3. 取締役候補者鈴木健一郎氏は当社取引先である鈴与株式会社、鈴与商事株式会社、鈴与建設株式会社、中日本パンリース株式会社、株式会社エスパルスの業務執行者であります。当社とこれらの会社との取引額は合計しても当社連結売上高の1%未満に相当し（159期実績）、当社の定める独立性の判断に関する基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断しております。
4. 取締役候補者小森哲郎氏は、当社の社外取締役に就任して本総会最終の時までで13年であります。また、同氏は、当社の社外取締役就任前に当社の監査役であったことがあります。
5. 取締役候補者鮫島正洋及び鈴木健一郎の両氏は、当社の社外取締役に就任して本総会最終の時までで2年であります。また、両氏は、当社の社外取締役就任前に当社の監査役であったことがあります。
6. 当社は、取締役候補者小森哲郎、鮫島正洋及び鈴木健一郎の3氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。3氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社と取締役候補者小森哲郎、鮫島正洋及び鈴木健一郎の3氏とは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏それぞれとの間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかながらも着実に改善が進み、国内経済も回復基調を維持しています。

当社グループにおいては、ワールドワイドに展開するトナー事業で、年度を通じた販売量増加や新製品の貢献などがありました。また、半導体市場向け電子部品関連製品では年度当初から好調な販売が続き、ディスプレイ市場向け光学フィルム関連事業においても、新製品の貢献と新規受託ビジネスが寄与し、対前年同期比で大幅な受注増となりました。加えて、機能紙事業では、市場が縮小する既存製品を抱える中で、拡販努力を重ねたことと新製品販売の貢献により、前年同期を上回る売上高となりました。

これらの結果、当期の連結業績は、第4四半期(1月～3月)での電子部品関連市場やディスプレイ関連事業等における需給調整、加えて為替レートの急速な円高進展の影響があったものの、中国事業の決算期を3月末決算に統一した影響814百万円も加わり、売上高は前年同期と比べ1,994百万円増収の34,374百万円(6.2%増、中国事業の決算期統一影響を除いても3.6%増)となりました。

営業利益については、当社グループは期末日レートを決算レートとして使用していることから、第4四半期に急速に進展した円高の影響を大きく受けた「連結決算調整」(△190百万円)が減益要因として生じている。一方で、年度を通じて高水準な設備稼動が継続した中であって、使用電力量の削減等の各種コスト削減策に加え、生産性向上にも鋭意努めたことなどが奏功し、営業利益は前年同期と比べて120百万円増益の984百万円(14.0%増)と収益力の改善が進みました。

経常利益では、営業利益で減益要因となった「連結決算調整」の戻しを含めて為替差益(200百万円)を営業外収益に計上したこともあり、前年同期と比べて642百万円増益の1,107百万円(138.1%増)と大幅な増益となりました。

また、特別損失には、老朽化したインフラ設備などの一部解体に係る撤去費用などを固定資産除却損として△149百万円計上したことや土地の減損損失△236百万円を計上したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期と比べて165百万円増益の418百万円(65.4%増)となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

プラスチック材料 加工事業

売上高
22,009百万円
(前連結会計年度比8.5%増)

(プラスチック材料加工事業)

トナー事業では、年度を通じた販売数量増加や新製品の貢献などもあり、半導体市場向け電子部品関連製品での年度当初から好調な販売が続いたことに加え、ディスプレイ市場向け光学フィルム関連事業でも新製品の貢献と新規受託ビジネスなどが業績に寄与しました。また、主としてワールドワイドに展開するトナー事業では為替レートの急速な円高進展の影響があったものの、設備稼動が高水準を維持した中で、使用電力量の削減をはじめとする各種コスト削減策や生産性向上にも鋭意努めてまいりました。

この結果、売上高は22,009百万円(対前年同期比8.5%増)となり、セグメント(営業)利益は1,078百万円(対前年同期比21.9%増)となりました。

製紙・塗工紙 関連事業

売上高
12,290百万円
(前連結会計年度比3.1%増)

(製紙・塗工紙関連事業)

機能紙事業では、市場が縮小する既存製品を抱える中で、拡販努力を重ねたことや新製品の貢献があったことに加え、エネルギーコスト削減策や生産性向上なども進めたこともあり、売上高は12,290百万円(対前年同期比3.1%増)、セグメント(営業)損益は155百万円の損失となり、対前年同期比で85百万円の減益となりました。

事業区分	売上高		セグメント利益
プラスチック材料加工事業	22,009百万円	64.0%	1,078百万円
製紙・塗工紙関連事業	12,290	35.8	△155
その他の事業	74	0.2	33
計	34,374	100.0	956
消去又は全社	—	—	28
連結	34,374	—	984

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,437百万円となりました。

- ①当連結会計年度に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

平成29年10月には設備投資資金として取引銀行7行から総額600百万円、期間5年の借入を実行しました。

また、当社グループの所要資金の安定的かつ効率的な調達のため、平成26年9月30日から期間3年で設定していた取引銀行5行による総額5,000百万円のシンジケーション方式のコミットメントラインの期限が平成29年9月29日に到来予定でしたが、平成29年9月26日に平成32年9月25日までの3年間の更新を行いました。このうち当連結会計年度末における借入実行残高は1,900百万円であります。

4. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

該当事項はありません。

5. 対処すべき課題

経済の先行きが依然として不透明な中、当社グループは対処すべき主要課題を次のように捉え、重点的に取り組んでまいります。

(1) 中期経営計画の遂行

当社グループは、IoT (Internet of Things) の時流を踏まえ、熱・電気・電磁波コントロール材料を重点分野と定め、当該分野への経営資源の積極的投入により新製品開発を加速させ持続的な成長軌道に戻ることを目指し、平成31年3月期を最終年度とした第6次中期経営計画のローリングプランを推進してまいりました。

具体的には以下の5項目を主要課題に掲げ、第6次中期経営計画のローリングプランの達成を目指してまいります。

- ①当社の強みを活かせる熱・電気・電磁波コントロール材料関連分野への積極的なリソース投入
- ②事業部制の長所を活かしつつ全社横断的な取組みを可能にする連邦型事業部制への移行

- ③グローバル目線での生産販売体制最適化
- ④赤字事業に対する抜本的対策の立案と遂行
- ⑤知的財産権のより積極的な取得と参入障壁の構築

(2) ガバナンス体制の強化

当社グループは、創業精神に「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を掲げ、高い企業倫理のもとにグローバルな企業活動を行っております。引き続き内部統制システムの更なる洗練化に努めるとともに、経営の効率性、透明性及び公正性の確保と更なる充実を図り、もって企業活動を支えている全てのステークホルダーの利益を尊重し、持続的な成長を通じて企業価値を高め社会に貢献する会社を目指してまいります。

(3) 安全な職場環境の整備

当社グループは、従業員により働きやすい職場を提供するため、「安全は利益に優先する」をスローガンに、5Sの徹底、安全対策工事、災害情報共有、危険予知トレーニング、声かけ運動等の安全活動を推進しております。引き続き、労働災害の撲滅を目指し、安全な職場環境の整備に取り組んでまいります。

6. 財産及び損益の状況の推移

区分	第156期 (平成27年3月期)	第157期 (平成28年3月期)	第158期 (平成29年3月期)	第159期 (平成30年3月期)
売上高 (百万円)	34,114	33,502	32,379	34,374
経常利益 (△は損失) (百万円)	476	△18	465	1,107
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は純損失) (百万円)	48	△929	252	418
1株当たり当期純利益 (△は純損失) (円)	0.96	△18.23	4.96	8.21
総資産 (百万円)	40,508	39,399	38,275	38,061

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

7. 重要な子会社の状況

(平成30年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	事業区分	主要な事業内容
TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.	7百万米ドル	100.0%	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
TOMOEGAWA EUROPE B.V.	180千ユーロ	100.0%	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの販売
TOMOEGAWA HONG KONG CO., LTD.	2百万香港ドル	100.0%	プラスチック材料加工事業	中国及び周辺地域への販売
巴川映像科技(惠州)有限公司	74百万人民元	73.0% [73.0%]	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
日彩映像科技(九江)有限公司	31百万人民元	73.0% [73.0%]	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD.	122百万ルピー	60.0%	製紙・塗工紙関連事業	紙の製造及び販売
巴川物流サービス(株)	22百万円	100.0%	その他の事業	運送及び物流管理
新巴川加工(株)	10百万円	100.0%	プラスチック材料加工事業 製紙・塗工紙関連事業	紙及びプラスチックフィルムの加工
三和紙工(株)	51百万円	95.2%	製紙・塗工紙関連事業	各種梱包資材等の製造及び販売
日本理化製紙(株)	100百万円	53.7% [2.9%]	製紙・塗工紙関連事業	紙の加工及び販売

(注) 出資比率の[]内の数値は間接出資比率であり、内数で示したものです。

8. 主要な事業内容

当社グループは、複合機・プリンター用トナー、半導体用接着テープ、フラットパネルディスプレイ（FPD）向け光学フィルム、機能紙、塗工紙等の製造、加工及び販売並びに山林の経営を主な事業とし、その他これらに付帯する事業を行っております。

その主要製品・サービスは、次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

区分		主要製品・サービス	
セグメント	事業		
プラスチック材料加工事業	画像材料事業	複合機・プリンター用製品	複合機・プリンター用トナー
	テープ事業	半導体用接着テープ	リードフレーム固定テープ、チップアッセンブリテープ、接着・粘着用各種テープ等
	光学材料関連事業	FPD向け光学フィルム	ディスプレイ用光学フィルム、粘着フィルム及びその他機能性フィルム等
	精密加工事業	精密加工電子部品	気密封止パッケージ用リッド、静電チャック、光通信接続・配線用部材等
製紙・塗工紙関連事業	機能紙事業	複写・印刷用製品	超軽量印刷用紙、トレーシングペーパー等
		情報関連製品	統計カード用紙、通帳用紙、OCR用紙等
		電気絶縁材料	電気絶縁紙、超々高圧用複合絶縁材料
		加工用原紙	剥離紙用原紙、滅菌紙、重包装資材、含浸基紙等
	塗工紙事業	機能紙製品	特殊繊維シート、カラー出力プリンタ用紙、剥離紙、吸水紙等
		磁気関連製品	プリペイドカード、磁気乗車券等
新製品・新事業	印刷・記録関連製品	感熱記録紙等	
	異種素材繊維シート（銅繊維シート、ステンレス繊維シート等）、熱・電気・電磁波コントロール材料（iCas）		
その他の事業	物流サービス	運送、保管等	
	分析サービス	熱分析、電気物性評価、電磁波測定、形態観察、化学物構造解析等	
	不動産賃貸		
	山林経営		

9. 主要な営業所及び工場

(平成30年3月31日現在)

名称	所在地
当社本社	東京都中央区
当社静岡事業所	静岡県静岡市駿河区
当社清水事業所	静岡県静岡市清水区
当社大阪営業所	大阪府大阪市生野区
TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.	Wheeling, Illinois U.S.A.
TOMOEGAWA EUROPE B.V.	Amstelveen, Netherlands
TOMOEGAWA HONG KONG CO.,LTD.	香港九龍市
巴川コリア株式会社	韓国富川市
台湾巴川股份有限公司	台湾高雄市
TOMOEGAWA CO MIDDLE EAST	Dubai, United Arab Emirates
巴川影像科技(惠州)有限公司	中国広東省惠州市
日彩影像科技(九江)有限公司	中国江西省九江市
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. 本社	Hyderabad, Telangana, India
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. 工場	Medak District, Telangana, India
三和紙工(株) 岡山工場	岡山県岡山市
三和紙工(株) 鹿島工場	茨城県潮来市
日本理化製紙(株) 草薙工場	静岡県静岡市清水区

10. 従業員の状況

(平成30年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前期比増減
プラスチック材料加工事業	722	45名増
製紙・塗工紙関連事業	327	増減なし
その他の事業	32	増減なし
全社 (共通)	121	7名増
合計	1,202	52名増

11. 主要な借入先

(平成30年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
(株)三井住友銀行	2,425
(株)三菱東京UFJ銀行	1,771
(株)静岡銀行	1,226
(株)清水銀行	849

(注) 平成30年4月1日付けで、(株)三菱東京UFJ銀行は(株)三菱UFJ銀行へと行名を変更しております。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 100,000,000株
2. 発行済株式の総数 51,455,752株 (自己株式491,279株を除く)
3. 株主数 2,348名
4. 大株主

(平成30年3月31日現在)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
凸版印刷(株)	5,697	11.0
栄紙業(株)	3,336	6.4
昌栄印刷(株)	3,314	6.4
鈴与(株)	2,494	4.8
三井化学(株)	2,439	4.7
(株)三井住友銀行	1,979	3.8
巴川製紙取引先持株会	1,867	3.6
三弘(株)	1,751	3.4
東紙業(株)	1,736	3.3
井上善雄	1,500	2.9

(注) 持株比率は、自己株式 (491,279株) を控除して計算しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	井上 善 雄	CEO 昌栄印刷株式会社取締役相談役 日本山村硝子株式会社社外取締役 日成ビルド工業株式会社社外取締役 学校法人城北学園理事長
取締役	今 田 俊 治	専務執行役員機能紙事業部管掌兼画像材料事業部管掌 株式会社巴川ホールディングス惠州代表取締役 巴川影像科技(惠州)有限公司董事長 日彩控股有限公司董事長 日彩影像科技(九江)有限公司董事長 TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. Director Chairman&CEO 三和紙工株式会社取締役会長 日本理化学製紙株式会社取締役会長
取締役	三 井 清 治	専務執行役員社長補佐 株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム代表取締役社長
取締役	畑 澤 敏 之	専務執行役員営業本部長 シライ電子工業株式会社社外取締役
取締役	山 口 正 明	常務執行役員CFO経営戦略本部長兼TTOF・TFC管掌 昌栄印刷株式会社代表取締役社長 日彩控股有限公司董事
取締役	井 上 雄 介	常務執行役員CTO事業開発本部長 昌栄印刷株式会社代表取締役会長
取締役	林 隆 一	学校法人芝浦工業大学教授
取締役 (監査等委員)	小 森 哲 郎	ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー
取締役 (監査等委員)	鮫 島 正 洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー 弁護士・弁理士
取締役 (監査等委員)	鈴 木 健 一 郎	鈴与株式会社代表取締役社長 エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長 鈴与ホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社エスパルス代表取締役会長 鈴与商事株式会社取締役 鈴与建設株式会社取締役

(注) 1. 取締役林隆一氏並びに取締役(監査等委員)小森哲郎氏、鮫島正洋氏及び鈴木健一郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会室を設置し、監査等委員会が同室に対する指揮命令権を行使して監査を実施する他、重要会議へと同室を出席させ情報収集に当たらせる等の体制をとっており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

3. 代表取締役社長井上善雄氏は、平成30年5月25日付けで、昌栄印刷株式会社取締役相談役から取締役会長に就任いたしました。
4. 取締役今田俊治氏は、
 - (1) 平成29年6月15日付けで、TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD.のDirector ChairmanからDirector Chairman&CEOに就任いたしました。
 - (2) 平成30年4月4日付けで、巴川影像科技（惠州）有限公司董事長を退任いたしました。
 - (3) 平成30年4月4日付けで、日彩影像科技（九江）有限公司董事長を退任いたしました。
 - (4) 平成30年5月30日付けで、日本理化製紙株式会社取締役会長を退任いたしました。
5. 取締役山口正明氏は、平成30年1月1日付けで、昌栄印刷株式会社取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
6. 取締役畑澤敏之氏は、
 - (1) 平成30年5月30日付けで、三和紙工株式会社取締役就任いたしました。
 - (2) 平成30年5月30日付けで、日本理化製紙株式会社取締役会長に就任いたしました。
 - (3) 平成30年6月27日付けで、シライ電子工業株式会社社外取締役を退任予定であります。
7. 取締役井上雄介氏は、
 - (1) 平成30年3月1日付けで、株式会社TFC取締役を退任いたしました。
 - (2) 平成30年5月25日付けで、昌栄印刷株式会社代表取締役会長から取締役に就任いたしました。
8. 取締役（監査等委員）小森哲郎氏は、平成30年3月31日付けで、株式会社建デポ代表取締役社長を退任いたしました。
9. 取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、平成30年1月9日付で、株式会社エスパルス代表取締役会長に就任いたしました。
10. 平成30年4月1日付けで、
 - (1) 取締役山口正明氏は、常務執行役員CFO経営戦略本部長兼TTOF・TFC管掌の担当を解かれております。
 - (2) 取締役畑澤敏之氏は、担当が専務執行役員CMO営業本部長兼電子材料事業部管掌に変更となりました。

<ご参考>前記以外の当社執行役員は次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

地位	氏名	担当
上席執行役員	作 本 征 則	生産本部長兼品質保証統括室管掌
上席執行役員	須 川 美 久	電子材料事業部長
執行役員	村 田 力	電子材料事業部副事業部長
執行役員	岡 本 圭 介	画像材料事業部長兼社長室管掌

(注) 平成30年4月1日付けで、

- (1) 執行役員村田力氏は、任期満了により執行役員を退任いたしました。
- (2) 中川誠氏（社長室長）が新たに執行役員に就任いたしました。
- (3) 古谷治正氏（経営戦略本部副本部長）が新たに執行役員に就任し、担当がCSO兼CFO経営戦略本部長兼TTOF・TFC管掌に変更となりました。
- (4) 川島浩志氏が新たに執行役員に就任し、担当が生産本部副本部長となりました。
- (5) 上席執行役員作本征則氏は、担当がCPO生産本部長に変更となりました。
- (6) 執行役員岡本圭介氏は、担当が画像材料事業部長に変更となりました。

2. 取締役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	7名	98百万円	80百万円	－	18百万円	※注1.2.3.
取締役 (監査等委員)	3名	21百万円	18百万円	－	2百万円	※注1.2.
計	－	120百万円	99百万円	－	20百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第157回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額140百万円以内、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は、取締役報酬とは別枠であり、支給総額は26百万円であります。

3. 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の報酬等の額又はその決定に関する方針の内容及び決定方法は、監査等委員以外の取締役・監査等委員である取締役それぞれについて、年俸制度規程、退職慰労金規程等として定めております。

代表取締役、執行役員兼務取締役及び常勤取締役の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸と業績により加算減算する業績年俸とからなり、業績に係る報酬原資がマイナスとなった場合には、基本年俸から減額されます。その他の取締役の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸となります。

業績に係る報酬原資は、その4割が、基本年俸額と同じ比率で、基本年俸と業績年俸からなる報酬体系の取締役に按分され、残り6割が、当該取締役のうち、代表取締役と執行役員兼務取締役に付与された業績ポイントに基づいて配分されます。業績ポイントは、評価軸を予め設定し、CEOと常勤執行役員を兼務していない取締役（但し自身の報酬等に係る場合を除く）とによる審議・合議により算出する方法を採用しています。

代表取締役及び執行役員兼務取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価、キャッシュフロー、担当事業の利益の変化を加算減算して決定しております。その他の取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価とキャッシュフローの変化を加算減算して決定しております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社の社外役員全員との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役林隆一氏は、学校法人芝浦工業大学の教授を兼務しております。当社と同大学の間には、当事業年度に1度、当社従業員が同大学において講演会を行ったことを除き、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）小森哲郎氏は、ユニゾン・キャピタル株式会社のマネジメント・アドバイザーを兼務しております。当社と同社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）鮫島正洋氏は、弁護士法人内田・鮫島法律事務所の代表パートナー弁護士・弁理士を兼務しております。当社と同所の間では、当社の知的財産戦略に係る法的助言及び当社技術に関連する特許出願に関する法律事務委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴与株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社の株式2,494,000株（4.8%）を保有する株主であり、同社への物流委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、株式会社エスパルスの代表取締役会長を兼務しております。当社と同社の間では、当社の広告を同社のスタジアム内への掲出及び掲出に係る業務委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴与商事株式会社の取締役を兼務しております。当社と同社の間では当社製品の販売取引及び同社製品の仕入取引等を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴与建設株式会社の取締役を兼務しております。当社と同社の間では当社設備の購入・建設工事等に係る取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、エスエスケイフーズ株式会社の代表取締役会長及び鈴与ホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社と同2社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席及び発言の状況

取締役林隆一氏は、就任後に開催された取締役会（書面決議を除く）全11回中9回（81％）出席し、グローバルな大手化学会社の重職を歴任して得られた実務経験及び大学教授としての専門的知識に基づき、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。

取締役（監査等委員）小森哲郎氏は、取締役会（書面決議を除く）全14回中13回（92％）出席し、主に企業価値向上のための経営戦略立案に関して意見を述べるなど、豊富な経験と卓越した識見に基づき、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては、全18回中全回出席し、監査等委員会委員長として取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

取締役（監査等委員）鮫島正洋氏は、取締役会（書面決議を除く）全14回中13回（92％）出席し、弁理士、弁護士としての専門的見地から、主に当社の知財戦略の適法性に関して意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては、全18回中17回（94％）出席し、主に法的側面から取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、取締役会（書面決議を除く）全14回中12回（85％）出席し、大手物流企業グループの多数の業務執行取締役や社外取締役を歴任して得られた経営経験を活かし、多角的視点から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては、全18回中14回（77％）出席し、取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

(4) 報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	ストックオプション	退職慰労金
社外役員	4名	26百万円	23百万円	－	3百万円

- (注) 1. 退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
2. 社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等はございません。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円
②	上記①のうち、当社が支払うべき額	39百万円
③	上記②のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査業務の報酬と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬とを区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析・評価し、取締役、経理部門及び会計監査人からの資料や報告を受け、新事業年度の監査計画及び監査時間・配員計画・報酬単価の適切性並びに報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適切と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

新会計基準適用に関する情報と助言の提供を行う業務

4. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社であるTOMOEGAWA(U.S.A.) INC.他6社は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

5. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するとき、あるいは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査等委員全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

これに加え、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性や総合的な監査能力等を毎年評価、検証し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当該会計監査人の不再任を株主総会の目的とすることといたします。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

<内部統制基本方針の内容>

当社では、内部統制基本方針を定め、その体制構築を進めております。内部統制基本方針の内容は、次のとおりです。

当社は、創業精神の「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を旨とする企業倫理に従って、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていくと共に、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り定める。当社は、社会環境の変化及び当社の事業・体制等の変更に応じ、この基本方針を見直し、内部統制システムを整備・維持するよう努める。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 組織

- ・当社の取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、当社は社外取締役を招聘する。
- ・当社の代表取締役社長は、法令・定款及び社内規程に従って業務を遂行し、原則として毎月開催される当社の取締役会において業務執行状況を報告する。
- ・当社の監査等委員会室は、TOMOEGAWAグループ全体及びグループ各社の経営に重大な影響を与えるリスク管理、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制事項、その他の内部統制事項に関する施策の妥当性を調査し、調査結果を当社の監査等委員会と代表取締役社長に報告する。
- ・コンプライアンスの実施責任者として、当社は経営戦略本部長を任命する。同本部長の指揮の下、当社のコンプライアンスグループがTOMOEGAWAグループ全体のコンプライアンスへの取組みを促進する。

(2) 施策

- ・当社の代表取締役社長は、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていく上で、内部統制システムの整備が必要不可欠であると認識している。
- ・TOMOEGAWAグループのすべての役員並びにパート及び派遣社員を含む従業員は、業務を遂行するに当たり、TOMOEGAWAグループ行動規範及びグループ各社のコンプライアンス行動指針（日本国内におい

ては当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針を基本とし、国内外を問わず、グループ各社がその適用法令、事業内容、社内規程の整備状況等に応じて別に定める場合には、当社の承認を受けた行動指針をいう) から成るTOMOEGAWAグループ企業倫理に従うものとし、誓約書をグループ各社の代表者に提出して企業倫理の順守を誓約する。

- ・ 当社の経営戦略本部長の指揮の下、コンプライアンスのカテゴリーごとの責任部署の責任により、当社の役員及び従業員に対するコンプライアンス教育、TOMOEGAWAグループ各社のコンプライアンス活動の指導、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス違反への対策等を実施する。
- ・ 内部通報システムの運用によりTOMOEGAWAグループのコンプライアンス問題の早期把握と解決を図る。内部通報システムは当社に限らず、TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる。内部通報システムの通報先及び相談先として、当社の経営戦略本部長に加え、当社の監査等委員である取締役及び外部弁護士を指定する。当社は、この内部通報システムに加え、当社の代表取締役社長他への匿名メールシステムあるいはメッセージボックスも設置している。
- ・ TOMOEGAWAグループは、市民生活に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、これらに対し毅然とした態度で対応する。

(3) 監査

- ・ 当社の監査等委員会は、法令に基づく権限を行使し、当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人と連携して当社の取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査する。
 - ・ 当社の監査等委員会室が内部統制の活動状況を調査し、その結果を当社の代表取締役社長及び当社の監査等委員会に報告する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当社の文書管理規程等に基づき、決裁書、議事録、重要な契約書等当社の取締役の職務の執行に関わる文書（電磁的記録を含む）を適切に保存し、管理する。
 - ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員は、必要なときはいつでも上記の文書を閲覧できる。
 - ・ 当社の社内情報システムを活用した稟議書ワークフローにより稟議手続を順守させると共に、稟議書のデータベース化を図る。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ TOMOEGAWAグループのリスクを体系的に管理するための規程（リスク管理マニュアル）を定め、当社

の経営戦略本部長を統括責任者とし、当社のコンプライアンスグループを統括部署として、リスクのカテゴリーごとの責任部署の責任において、リスク管理を実施する。

- ・当社は、地震や火事などの緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに基づいて対応する。当社は、関係者が即座に必要な措置を取ることができるように、なすべきことを定め、関係者全員に周知する。
 - ・当社の監査等委員会室が、当社のリスク管理マニュアルの定めに基づいて、リスク管理プログラムの監査を実施する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会による経営の迅速化、監督機能の強化を図る。
 - ・当社の代表取締役社長は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社の重要な経営課題につき担当執行役員及び関係責任者から成る経営会議に諮問する。
 - ・当社は、TOMOEGAWAグループの長期事業目標を達成するために、中期経営計画及び期毎の社長方針を当社の全役員及び従業員に理解させ、各人の具体的な業務計画に反映させる。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、TOMOEGAWAグループ各社相互間の緊密化を図るため、グループ会社管理規程を定める。
 - ・当社の事業部と子会社を連結してひとつの事業体とし、当社の事業部長が当該連結事業の業務管理責任を負い、連結事業部の専属でない機能別子会社は、当社の本部長が業務管理責任を負うことを原則とする。製販を分離し、製造部門が利益責任、販売部門が売上責任を負うことを明確化し、各々の傘下に機能別子会社を連結させる体制を採用する。
 - ・子会社の役員は、当該連結事業に係る責任又は当該業務管理責任を負う当社の事業部長又は本部長を含む関係責任者に対して、定期的に子会社の業務執行状況を報告するとともに、当社又は子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項が発生した場合には、当該関係責任者に対し、直ちにこれを報告する。
 - ・子会社の重要業務案件は、当社の決裁規程の定めに従って決裁される。
 - ・コンプライアンスプログラム及びリスク管理は、子会社も対象に含まれる。当社は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署を定め、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス及びリスクの統括管理を義務付ける。当該連結事業に係る責任又は業務管理責任を負う当社の事業部長又は本部長は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署と協議のうえ、TOMOEGAWAグループ各社の規模や業態別に、必要に応じて適正数の監査役やコンプライアンス及びリスクの推進担当者を配置するよう、

TOMOEGAWAグループ各社の代表者に対して勧告する。TOMOEGAWAグループ各社の代表者は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事象が発生した場合には、当該コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署（責任部署が不明であれば当社の経営戦略本部長）に対して、直ちにこれを報告する組織体制を自社内に整備する。

- ・ 当社は、子会社と共通の有効な情報伝達システムを構築する。
 - ・ 当社の監査等委員会室は、当社の監査等委員である取締役と連携し、子会社業務の監査を行う。
6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ・ 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置し、原則として複数名の監査等委員会補助スタッフを配置する。
 - ・ 当社の取締役会は、当社の監査等委員から監査等委員会補助スタッフの増員等の要請があった場合は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、要請に応じた増員等の措置を講じる。
7. 当社の監査等委員会補助スタッフの当社の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性に関する体制
- ・ 当社の監査等委員会補助スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分を行うにあたっては、当社の監査等委員会の同意を要する。
8. 当社の各監査等委員である取締役の当社の監査等委員会補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社の監査等委員会補助スタッフへの指揮命令権は、当社の各監査等委員である取締役及び当社の代表取締役社長の双方に属する。それぞれによる指揮命令が相互に矛盾する場合、当社の各監査等委員である取締役による指揮命令が優先される。
9. 当社の取締役及び使用人、当社の子会社の役員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ・ 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会に自ら出席して当社の取締役及び執行役員から業務執行状況その他重要事項の報告を受ける他、当社の重要な意思決定に関わる経営会議等の会議及び当社の子会社の重要な意思決定に関わる当社の子会社の取締役会等に当社の監査等委員会補助スタッフを出席させ、当該監査等委員会補助スタッフから当該会議の内容の報告を受ける。
 - ・ 当社の取締役及び執行役員は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに当社の代表取締役社長及び当社の監査等委員会又は監査等委員である取締

役全員に報告する。

- ・ 当社の監査等委員である取締役は、TOMOEGAWAグループ全社の役員及び従業員に対しいつでも業務執行状況その他重要事項につき報告を求めることができる。
 - ・ 当社の取締役は、法令の定めに基づく報告事項に加え当社の監査等委員会に報告すべき事項を監査等委員である取締役との協議の上決定する。
 - ・ 当社の監査等委員会室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告しなければならない。
 - ・ TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる内部通報システムの通報先及び相談先の一つとして、当社の監査等委員である取締役を指定する。
 - ・ 当該内部通報システムのすべての情報は、当社の経営戦略本部長に連絡されて一元的に管理され、経営戦略本部長が当社の監査等委員会に対応を含めた状況報告を行い、さらに当社の監査等委員会は当社の取締役会に対して審議内容を報告する。
10. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針において、コンプライアンス相談・連絡を行った者の身分が保障されるとともに、不利益な取扱いを受けないことを明記する。
11. 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社の監査等委員である取締役の職務執行費用の予算は、監査等委員会が決定する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役が緊急又は臨時に支出した費用は、事後、当社に償還を請求できる。当該請求については、当該請求にかかる費用が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、当社はすみやかに当該費用を処理する。
12. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社の監査等委員会は、当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人に監査計画の提出を求め、また当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役が必要と認めたときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を任用することができる。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役は、TOMOEGAWAグループ各社の監査役との連絡会を開催し、監査業務についての意見交換を行う。

- ・当社の取締役は、当社の監査等委員である取締役の意見を尊重して監査等委員会の監査の環境整備に努める。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当事業年度における主な取組みは次のとおりです。

- 1.当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスへの取組みを促進するため、下記を実施いたしました。
 - ①グループ会社の経営者への内部統制に関する研修を実施
 - ②管理職に引き続き、主任層へのコンプライアンス研修を実施
 - ③子会社へのコンプライアンス研修を実施
- 2.当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理マニュアルに基づき、影響度と頻度により対策が必要となる特定リスクを選定し、中間、年度末にモニタリングを実施し、改善活動につなげました。
- 3.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・執行役員他責任者に委譲された業務の執行状況を品質・環境の観点から内部監査を実施し、マネジメントレビューによる妥当性確認、改善を全社的観点から推進しています。
 - ・標準化委員会を毎月開催し、標準化の推進、周知を行い、業務執行レベルの向上を図っています。
- 4.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社相互間の緊密化を目的としたグループ会社連絡会議を継続開催しています。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中期的視点に立って着実に株主価値を向上させることを目標としており、株主に対する適正な利益還元を経営の最重要課題として位置づけ、配当につきましては、安定的な配当を継続実施していくことを基本方針としつつ、連結及び単体業績水準と、内部留保の確保や財務体質の強化等を総合的に勘案して、機動的に決定してまいります。

なお、当期におきましては、平成30年5月23日開催の取締役会において、期末配当金として1株あたり5円の配当を決議いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第159期 平成30年3月31日現在
資産の部	
流動資産	19,965
現金及び預金	3,002
受取手形及び売掛金	7,616
製品	5,975
仕掛品	58
原材料及び貯蔵品	1,763
立木	573
繰延税金資産	346
その他	636
貸倒引当金	△7
固定資産	18,096
有形固定資産	13,616
建物及び構築物	5,034
機械装置及び運搬具	3,878
土地	3,381
建設仮勘定	467
植林木	83
その他	771
無形固定資産	259
のれん	35
ソフトウェア	128
その他	95
投資その他の資産	4,220
投資有価証券	3,031
繰延税金資産	897
その他	291
資産合計	38,061

科目	第159期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	16,870
支払手形及び買掛金	6,006
短期借入金	4,633
1年内返済予定の長期借入金	2,676
未払法人税等	151
賞与引当金	425
その他	2,977
固定負債	7,184
長期借入金	3,907
繰延税金負債	249
退職給付に係る負債	2,009
役員退職慰労引当金	211
その他	806
負債合計	24,055
純資産の部	
株主資本	11,183
資本金	2,894
資本剰余金	3,582
利益剰余金	5,037
自己株式	△331
その他の包括利益累計額	1,184
その他有価証券評価差額金	487
繰延ヘッジ損益	△0
為替換算調整勘定	△130
退職給付に係る調整累計額	827
非支配株主持分	1,638
純資産合計	14,006
負債純資産合計	38,061

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第159期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	34,374
売上原価	27,988
売上総利益	6,385
販売費及び一般管理費	5,401
営業利益	984
営業外収益	417
受取利息	4
受取配当金	41
持分法による投資利益	65
為替差益	200
受取保険金	12
その他	92
営業外費用	294
支払利息	190
金融手数料	51
その他	52
経常利益	1,107
特別利益	5
固定資産売却益	5
特別損失	386
固定資産除却損	149
減損損失	236
その他	0
税金等調整前当期純利益	726
法人税、住民税及び事業税	317
法人税等調整額	△114
法人税等合計	203
当期純利益	523
非支配株主に帰属する当期純利益	105
親会社株主に帰属する当期純利益	418

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第159期 平成30年3月31日現在
資産の部	
流動資産	13,240
現金及び預金	1,363
受取手形	455
電子記録債権	888
売掛金	4,534
製品	3,498
原材料及び貯蔵品	947
立木	573
前払費用	99
繰延税金資産	153
未収入金	296
関係会社短期貸付金	224
その他	205
固定資産	16,289
有形固定資産	8,217
建物	3,549
構築物	125
機械及び装置	1,762
車両運搬具	3
工具、器具及び備品	339
土地	1,675
リース資産	291
建設仮勘定	386
植林木	83
無形固定資産	149
ソフトウェア	114
その他	35
投資その他の資産	7,922
投資有価証券	1,548
関係会社株式	4,966
繰延税金資産	1,232
その他	174
資産合計	29,529

科目	第159期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	13,693
買掛金	4,625
短期借入金	3,806
1年内返済予定の長期借入金	2,277
リース債務	79
未払金	836
未払費用	1,711
未払法人税等	52
預り金	51
賞与引当金	232
その他	20
固定負債	6,479
長期借入金	3,121
リース債務	255
退職給付引当金	2,370
役員退職慰労引当金	196
その他	535
負債合計	20,173
純資産の部	
株主資本	8,937
資本金	2,894
資本剰余金	3,569
資本準備金	3,569
利益剰余金	2,679
利益準備金	497
その他利益剰余金	2,181
固定資産圧縮積立金	661
別途積立金	3,146
繰越利益剰余金	△1,626
自己株式	△206
評価・換算差額等	419
その他有価証券評価差額金	419
繰延ヘッジ損益	△0
純資産合計	9,356
負債純資産合計	29,529

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第159期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	24,605
売上原価	20,321
売上総利益	4,284
販売費及び一般管理費	3,867
営業利益	416
営業外収益	388
受取利息	2
受取配当金	273
その他	113
営業外費用	233
支払利息	115
為替差損	29
その他	89
経常利益	572
特別利益	4
固定資産売却益	4
特別損失	384
固定資産除却損	147
減損損失	236
税引前当期純利益	192
法人税、住民税及び事業税	29
法人税等調整額	△93
法人税等合計	△64
当期純利益	256

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社巴川製紙所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉澤祥次 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	角田大輔 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社巴川製紙所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴川製紙所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社巴川製紙所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉澤祥次 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	角田大輔 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社巴川製紙所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第159期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

株式会社巴川製紙所 監査等委員会

監査等委員 小 森 哲 郎 ㊟

監査等委員 鮫 島 正 洋 ㊟

監査等委員 鈴 木 健 一 郎 ㊟

(注) 監査等委員小森哲郎、鮫島正洋及び鈴木健一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	第159期
	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,111
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,160
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,643
現金及び現金同等物に係る換算差額	△24
現金及び現金同等物の増加額	281
現金及び現金同等物の期首残高	2,666
現金及び現金同等物の期末残高	2,948

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

定時株主総会会場ご案内図

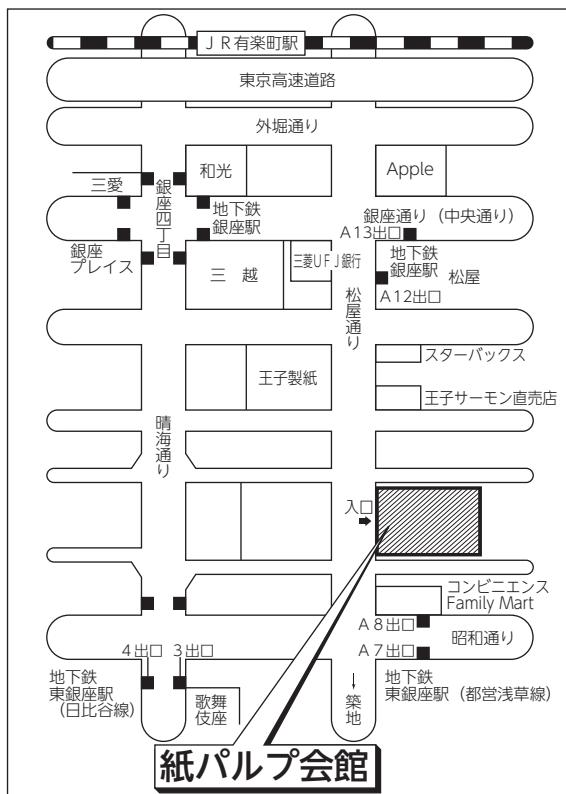
会場

紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ 3階 会議室1～3号室

東京都中央区銀座三丁目9番11号 TEL (03) 3543-8118 (代表)

交通

- | | | |
|-------|---------------------|-----------------|
| 都営地下鉄 | ① 浅草線 「東銀座」 駅下車 | A7・A8出口より徒歩2分 |
| 東京メトロ | ② 日比谷線 「東銀座」 駅下車 | 3・4出口より徒歩4分 |
| 東京メトロ | ③ 銀座線・丸ノ内線 「銀座」 駅下車 | A12・A13出口より徒歩4分 |
| J R | ④ 「有楽町」 駅下車 | 徒歩10分 |



◎本招集ご通知は、当社製超軽量印刷用紙「トモエリパー」を使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。